



かながわ
消費生活

注 意 ・ 警 戒 情 報

「定期縛りなし」が 「解約するまで続く定期購入」

だったなんて…!



事 例



SNSの広告を見て、化粧品を購入した。サイト内に「定期縛りなし」と明記されていたので、定期購入ではないと認識していた。

後日商品が届き、これで取引は終了したと思っていたが、販売業者から新たに荷物が届いた。業者に確認すると、購入回数の縛りがない定期購入コースだとわかり、既に届いている2回目の商品の返品は受け付けないと言われた。返品したい。



「定期縛りなし」は「最低購入回数の指定がない契約（いつでも解約できる定期購入）」である可能性がある あるので契約時には注意しましょう。

- インターネット通販では、注文する前に販売サイトや「最終確認画面」の表示をよく確認しましょう。

インターネット通販では、注文する際に必ず「最終確認画面（契約条件が記載されている画面）」で、商品発送が1回限りの契約なのか、それとも解約の連絡を入れるまでは商品の発送が続く契約なのかなど、2回目以降の販売条件や、解約の条件を確認しましょう。

- 「最終確認画面」はスクリーンショットで必ず保存しましょう。

「1回限りの購入」や「いつでも解約できる定期購入」を申し込むつもりが、「最低購入回数の指定のある契約（〇回受け取るまで解約できない定期購入）」に誘導される場合があるため、表示は最後までよく確認して、契約条件に関する記載は全てスクリーンショットで保存しましょう。

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

トラブルで困ったときはお電話を!

局
番
なし

い
や
や
188 番

ご自由にコピー・閲覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課 (045-312-1121) へお問合せください。



国民生活センター
公式LINE
はこちら▶▶▶





有毒植物の誤食に注意

～ それ、本当に食べても大丈夫ですか？ ～



有毒な植物を食用の植物と誤って食べて、食中毒が発生しています。特に春先から初夏にかけて多く発生しています。令和6年には、死亡事例もありました。

～有毒植物を原因とする食中毒患者の約半数が60歳以上*です。～

※平成30年～令和5年の植物性自然毒による年齢別発生状況（キノコ、ジャガイモ及び銀杏を除く。）



まちがいをなく、食用だと判断できない植物は

食べない！ 採らない！ 売らない！ 人にあげない！

事例 と アドバイス

- **山菜狩りで、ニリンソウ（食用）だと思ってトリカブト（有毒）を採取し、食べてしまった。**

⇒食用の野草と確実に判断できない植物を採らないようにしましょう。

- **庭で、ニラ（食用）と誤って水仙（有毒）を採取し食べてしまった。**

⇒食用の植物と観賞用植物は近くに植えず、明確に区別して植えましょう。

⇒植物の種類や名前を書いた札を立てるなど、栽培しているものがわかるようにしましょう。

⇒何かを植えたら、家族にも伝えましょう。

⇒植えた覚えのない植物は、食べないようにしましょう。



詳しくは
こちら



有毒植物による食中毒
に注意しましょう
(厚生労働省)



体調が悪くなったら、すぐに医師の診察を!!

死亡事例

令和6年4月 北海道で、イヌサフラン(有毒植物)を食用の植物(ギョウジャニンニク等)と誤って食べて死亡したという食中毒が発生しています。

(原因は推定)

※ 写真は、自然毒のリスクプロファイル(厚生労働省)より引用



イヌサフランの葉 (有毒)



ギョウジャニンニクの葉 (食用)



困ったときは、
一人で悩まず
地元市町村の
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局
くらし安全部消費生活課
相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



X(旧 Twitter)